

令和 7 年度
アイドリングストップ支援機器導入
助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が環境対策として、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）を導入した場合、費用の一部を助成し、もって環境保全に取り組むとともに経営安定の一助に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第 5 条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第 3 条 本要綱に定める助成事業は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象機器)

第 4 条 助成対象機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房用機器で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日の間に購入し装着した次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッド、温水式ヒータ、蓄冷式クーラ
(外部電源対応機器を除く。)
- (2) エアヒータ
- (3) 車載バッテリー式冷房装置

2 前項第 2 号及び第 3 号については、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）指定機器を対象とする。

(助成金額)

第 5 条 助成金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する機器は、協会が助成金を交付し、1 社あたり 1 点につき 10,000 円を 5 点まで助成する。ただし、購入額（消費税を除く）を限度とする。
- (2) 第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する機器は、全ト協が助成金を交付し、導入した機器の価格（消費税を除く）の 2 分の 1 以内の額（上限 60,000 円）とし、1 社あたり 1 点までとする。ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(導入方法)

第 6 条 機器の導入方法については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する機器については、買取のみを助成対象とする。
- (2) 第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する機器については、買取、リース、割賦いずれについても助成対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、中古品並びにレンタル品は助成対象としない。

(交付申請)

第7条 第4条第1項第1号に該当する助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式

- 1 「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書（蓄熱マット等）」を協会に提出しなければならない。
- 2 第4条第1項第2号及び第3号に該当する助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式2「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書（全ト協助成事業）」を協会に提出しなければならない。
- 3 前各項の申請には、各様式で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、第4条第1項第2号及び第3号で交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。